(介護予防) 介護保険 訪問看護サービス契約書

事業者:済生会南部訪問看護ステーション

第1条(サービスの目的及び内容)

- 1 済生会南部訪問看護ステーション(以下「事業者」という。)は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、日常生活ができるよう、介護(介護予防)給付の対象となる指定(介護予防)訪問看護サービスを提供します。
- 2 サービス内容の詳細は別紙に記載のとおりです。
- 3 提供するサービスの内容を変更する場合には、変更内容に係る別紙に必要事項 を記載し、提示いたします。

第2条(契約期間)

- 1 この契約の期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護(要支援)認 定の有効期間満了日までとします。ただし、契約期間満了日以前に利用者が要 介護状態区分の変更の認定を受け、認定有効期間の満了日が更新された場合に は、変更後の要介護(要支援)認定有効期間の満了日までとします。
- 2 上記契約期間満了日までに利用者から契約更新しない旨の申し出がない場合、 本契約は自動的に更新されるものとします。

第3条((介護予防) 訪問看護計画等)

- 1 事業者は、利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、利用者の(介護 予防)居宅サービス計画(ケアプラン)に沿って、「(介護予防)訪問看護計画」 を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。「(介護予防)訪問看護 計画」は、利用者に説明のうえ提出します。
- 2 事業者は、利用者がサービスの内容や提供方法などの変更を希望する場合で、 その変更が(介護予防)居宅サービス計画(ケアプラン)の範囲内で可能なとき は、速やかに「(介護予防)訪問看護計画」の変更などの対応を行います。
- 3 事業者は、利用者が(介護予防)居宅サービス計画(ケアプラン)の変更を希望する場合には、速やかに居宅介護(介護予防)支援事業者への連絡調整等の援助を行います。

第4条(サービス提供の記録等)

- 1 事業者は、サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問看護記録書」等の書面に提供したサービス内容等の必要事項を記載し、利用者の確認を受けることとします。
- 2 事業者は、一定期間ごとに、目標達成の状況などを記載して「(介護予防) 訪問 看護計画書」等を作成し、利用者に説明のうえ提出します。

3 事業者は、「訪問看護記録書」等の記録を作成した後5年間はこれを適正に保存し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

第5条 (利用者負担金及びその滞納)

- 1 サービスに対する利用者負担金は、別紙に記載するとおりとします。なお、利用者負担金は関係法令に基づいて定められるため、契約期間中に関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用するものとします。
- 2 利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用者負担金を3か月以上滞納 した場合には、事業者は1か月以上の期間を定めて、期間満了までに利用料を支 払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。
- 3 前項の催告をしたときは、事業者は、居宅(介護予防)サービス計画を作成した居宅介護(介護予防)支援事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、居宅(介護予防)サービス計画の変更、介護保険(介護予防)外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うよう要請するものとします。
- 4 事業者は、前項に定める協議等の努力を行い、かつ第2項に定める期間が満了 した場合には、文書によりこの契約を解除することができます。

第6条 (利用者の解約権)

利用者は、事業者に対しいつでも1週間以上の予告期間をもって、この契約を解 約することができます。

第7条(事業者の解除権)

事業者は、利用者や、その家族等の著しい不法行為(事業者や職員の生命・身体・健康・財産・名誉・信用等を侵害する行為)により、契約を継続することが困難となった場合、30日前に利用者、その家族等にその理由を記載した文書で通知することにより、事業所が契約を解除することがきます。ただし、やむを得ない事由が認められるときは直ちに解約することができます。この場合は、事業者は居宅(介護予防)サービス経過を作成した居宅介護(介護予防)支援事業者又は地域包括支援センターにその旨を連絡します。

第8条(契約の終了)

- 1 次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。
- (1) 第2条第2項に基づき、利用者から契約を更新しない旨の申し出があり、契 約期間が満了したとき
- (2) 第5条に基づき、事業者から解除の意思表示がなされたとき
- (3) 第6条に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき

- (4) 第7条で定める条件が満たされ、事業者から契約解除の意思表示がなされたとき
- (5) 次の理由により利用者にサービスを提供できなくなったとき
 - ア 利用者が介護保険施設や医療施設に入所又は入院したとき
 - イ 利用者が要介護認定を受けられなかったとき
 - ウ 利用者が死亡したとき

第9条(損害賠償)

事業者は、サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた 場合には、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない 場合には、この限りではありません。

第10条(秘密保持)

- 1 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密 及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等 正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことは ありません。
- 2 事業者は、あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合には、利用者にサービスを提供するサービス事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができるものとします。

第11条(苦情対応)

- 1 利用者は、提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者、介護支援専門員、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。
- 3 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らの不利益な 取扱いをすることはありません。

第12条(契約外条項など)

- 1 この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重し、利用者と事業者との協議により定めます。
- 2 この契約書は、介護保険(介護予防)法に基づくサービスを対象としたもので すので、利用者がそれ以外のサービスを希望する場合には別途契約するものとし ます。